京都市告示第585号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第8条第1項の規定に基づき,客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)を次のように指定しますので、関係図書を縦覧に供します。

平成29年2月15日

京都市長 門川 大作

- 1 禁止区域の範囲
 - 別図1,2において黒色で示す道路,公園等のとおり
- 2 指定する日平成29年2月15日
- 3 適用する日平成29年4月1日
- 4 関係図書の縦覧場所

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館4階 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課



